

蜷川自治振興会細則

(目的)

第1条 この細則は、蜷川自治振興会（以下「本会」という。）の運営活動上の細目について、定めることを目的とする。

(評議員の定数)

第2条 会則第6条の評議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 世帯数200未満の町内会 1名
- (2) 世帯数200以上400未満の町内会 2名
- (3) 世帯数400以上の町内会 3名

(役員を選出)

第3条 会則第7条の役員を選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長に推薦するブロック代表は、各ブロック2名とする。
- (2) 監事は、第1・2ブロックから1名、第3・4ブロックから1名とする。

(ブロック会議)

第4条 ブロックごとに、ブロックを代表する本会の副会長を中心に各町内会の役員等からなるブロック会議を設け、情報交換、要望の集約、ブロック代表等の推薦等を行う。

(補助金等交付申請等の手続き)

第5条 会則第20条の補助金等の交付申請は、当該団体の事業計画及び予算決定後、別紙様式1により行うものとし、完了実績報告は、事業完了後速やかに別紙様式2により行うものとする。

(弔慰金等)

第6条 本会の役員及びその他関係者に不幸があったときは、次のとおり弔慰金等を贈る。

- (1) 会長 香典1万円、弔電、供物（生花）及び弔辞
- (2) 副会長 香典1万円、弔電及び供物（生花）
- (3) 監事、顧問及び相談役 香典1万円及び弔電
- (4) 理事及び各種団体長 香典5千円及び弔電
- (5) その他会長が認めた場合 香典及び弔電

(疾病見舞金)

第7条 本会の役員及びその他関係者が20日間以上入院のときは、次のとおり見舞金を贈る。

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 理事並びに評議員を除く役員、顧問及び相談役 | 1万円 |
| (2) 理事 | 5千円 |

付 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

平成23年7月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正（平成23年4月12日一部改正の「蜷川自治振興会慶弔金等に関する内規」は廃止する。）